

船舶事故調査報告書

平成29年8月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年9月14日 19時30分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町島後 ^{どうご} 東方沖 西郷岬灯台から真方位068° 10.2海里（M）付近 （概位 北緯36° 14.0′ 東経133° 32.1′）
事故の概要	漁船 ^{たいけい} 大慶丸は、底引き網の投入準備中、甲板員1人が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大慶丸、19トン HG2-6063（漁船登録番号）、大慶漁業有限会社 22.70m×4.39m×1.98m、FRP ディーゼル機関、669.00kW、平成6年8月29日 第210-40179号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年8月10日 免許証交付日 平成27年6月19日 （平成32年8月4日まで有効） 甲板員A 男性 57歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：18時16分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、兵庫県香美町 ^{かみ かすみ} 香住漁港を出港した後、平成28年9月14日06時30分ごろ島後東方沖の漁場に到着して操業を開始し、操業を繰り返した後、7回目の投網作業に備え、前部甲板上において、漁網等を投下する順番に並べる作業を行った。 甲板員Aは、投網場所において袋網（底引き網で捕獲した漁獲物を

	<p>ため込む袋状の網末端の部分)を投下する役目を担っていたので、いつものように前部甲板右舷側のパルピットと称するローラを取り付けた舷門から、袋網を舷外に垂らした。</p> <p>本船は、19時23分ごろ投網作業を開始してブイを投下した後、約9ノットの対地速力で西南西進中、船長が船橋で操船に当たり、甲板員Aほか乗組員4人が前部甲板で漁獲物の選別作業を行っていた。</p> <p>船長は、19時30分ごろ、前部甲板右舷側で漁獲物の選別作業をしていた甲板員Aが、舷外に垂らしていた袋網が海中に落ちそうになったのに気づき、落下しそうな袋網を手で抑えようとして舷側のステップに立った際、両足を網の上に乘せていたので、落下する袋網に続いて流出を始めた脇網と一緒に落水するところを目撃した。</p> <p>船長は、作業中の乗組員に甲板員Aが落水したことを知らせるとともに、機関を中立運転とし、付近にいた乗組員に救命浮環の投下を命じ、船尾で引綱が伸びていく状況を見ていた機関長に対して甲板員Aの看視を指示した。</p> <p>本船は、袋網及び脇網が舷外に流出したので、すぐに反転することができず、網を揚収して約5分後に甲板員Aが落水した場所付近に戻ったものの、甲板員Aを見付けることができなかった。</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報し、所属する漁業協同組合にも連絡した。</p> <p>甲板員Aは、海上保安庁の巡視船及びヘリコプター、漁業調査船及び僚船により捜索が行われたが発見されず、行方不明となった。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の外観、写真2 舷側のパルピット付近の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、平成26年9月ごろ本船に乗船して初めて底引き網操業に従事することになったが、舷外から袋網を出し過ぎて海面に漬けたり、袋網を海中に落下させて脇網と共に流したりすることが幾度かあった。</p> <p>船長は、本船を所有する会社経営者でもあり、知り合いの甲板員Aを雇い入れ、袋網を海中に投下する役目を甲板員Aに任せていた。</p> <p>パルピット付近の舷側ステップの幅は約40cm、ローラの上面の高さは舷側のステップから約75cmで、ローラの前には、ローラの上から高さ約35cmのU字型の手摺りがあり、ローラの長さは約170cmで、ローラの中央には高さ約100cmの少し湾曲した支柱があった。</p> <p>甲板員Aは、身長が約161cmであった。</p> <p>袋網には、鎖の錘<small>おもり</small>(約20kg)が取り付けられているので、航行中に舷外に落下して脇網と共に流出した場合、袋網と脇網の流出を1人で抑え込むことは困難であった。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p>

	甲板員Aは、家族により死亡届が提出され、除籍された。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、隠岐の島町島後東方沖において、底引き網の投入準備中、甲板員Aが、舷側ステップ上に置いた網の上に立ち、海中に落下しそうな袋網を手で抑えようとしたことから、落下する袋網に続いて流出を始めた脇網と一緒に落水し、死亡したものと考えられる。 甲板員Aは、袋網を海中に投下する役目を任されていたことから、海中に落下しそうな袋網を手で抑えようとしたものと考えられるが、袋網が海中に落下しそうな状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、甲板員Aが袋網を海中に落下させて脇網と共に流したりすることが幾度かあったものの、細索で袋網を舷側に仮止めさせるなどして目的外の袋網の落下を防ぐ措置を指示していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、隠岐の島町島後東方沖において、底引き網の投入準備中、甲板員Aが、舷側ステップ上に置いた網の上に立ち、海中に落下しそうな袋網を手で抑えようとしたため、落下する袋網に続いて流出を始めた脇網と一緒に落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、乗組員の落水防止に関する安全教育を実施すること。 ・救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

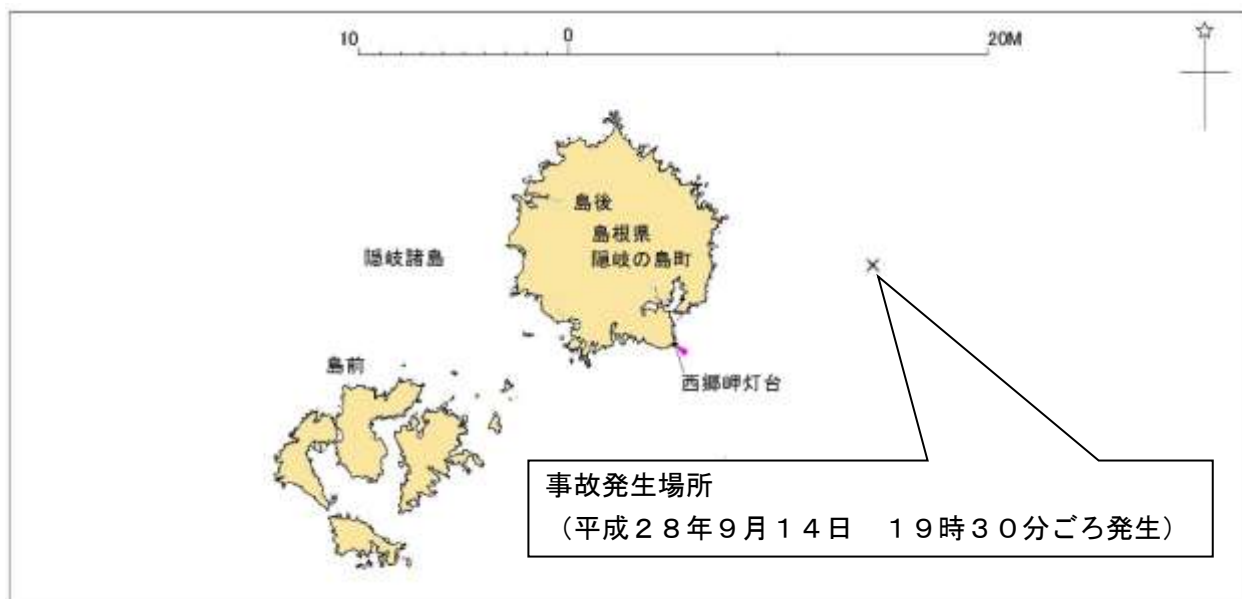


写真1 本船の外観



パルピット

写真2 舷側のパルピット付近の状況



ローラ

ステップ